

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業

【No.65】同一事業年度内の同一の年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

別表十五

令三・四・一以後終了事業年度分

I 収用換地等の場合の所得

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡資産の価額	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	・	同上のうち対応する	
	収用換地等による譲渡年月日	3	・	譲渡経費の額の計算	
	譲渡資産の種類	4		支出した譲渡経費の額	14
	対価補償金及び清算金の額	5		譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	15
取得した補償金等の額の計算	対価補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6		差引譲渡経費の額 (14) - (15)	16
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7		同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	17
	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8		譲渡益の額 (9) + (10) - (11) - ((12)又は(13)) - ((16)又は(17))	18
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9		前において設けた特別勘定の金額 当期において益金の額に算入して 控除の規定の適用を受ける金額	19
	特別控除に係る交換取得資産の価額	10		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	20
	同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	11		特別控除残額 5,000万円 - (20)	21
				特別控除額 (((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額)	22

【No.63】3欄は、2欄に記載した日以後6月以内の日付となっていますか。

【No.64】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、14欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

II 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業実施者等の名称	23		特定譲渡した土地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	円	38
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	24	(・ ・)		1,500万円 - (38)		39
取得した対価の額	25			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額		40
交換取得資産の価額	26			特別控除残額 5,000万円 - (40)		41
交換取得資産につき支払った交換差金の額	27			特別控除額 (32)、(39)と(41)のうち少ない金額		42
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	28		農地保有的の場合の特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額		43
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	29		800万円 - (43)		44
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	30		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額		45
	差引譲渡経費の額 (29) - (30)	31		特別控除残額 5,000万円 - (45)		46
譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32			特別控除額 (32)、(44)と(46)のうち少ない金額		47
特定土地地区画整理等の特別控除のため土地	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	33	特長期の所有別土地除額を譲渡	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額		48
	2,000万円 - (33)	34		1,000万円 - (48)		49
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額		50
	特別控除残額 5,000万円 - (35)	36		特別控除残額 5,000万円 - (50)		51
	特別控除額 (32)、(34)と(36)のうち少ない金額	37		特別控除額 (32)、(49)と(51)のうち少ない金額		52

【No.66】収用に係る所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか（20欄～22欄）。